

世田谷区監査委員告示第2号

令和3年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、世田谷区長から通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和4年2月24日

世田谷区監査委員	田	中	文	子
同	中	根	秀	樹
同	上	島	義	盛
同	河	村	み	どり

改善要望事項に対する措置状況

契約権限の委任事務を適正に行うべきもの

【改善要望事項】

複数の区立小中学校における冷暖房機薬品洗浄委託において、契約期間が複数に分かれた同一事業者との契約が、教育委員会と協議の上でその都度締結されており、それらの合計金額が1校あたり50万円を超えているケースが見受けられた。

区立小中学校で執行される学校維持管理に係る委託料は、年度当初に各小中学校へ一律に予算分割されるものではなく、状況に応じて協議を行い、その都度、教育委員会事務局教育環境課から個別に小中学校に予算分割されるものである。

教育委員会事務局は、小中学校との協議により学校全体の冷暖房機について、薬品洗浄の必要性を認識できる立場であり、委託業務の内容等を精査した上で、必要に応じて入札手続きを進めて教育長契約にするなど、契約権限の受任に関して適切に配慮した経済的な予算執行について検討されたい。

【措置状況】

予算分割に基づく学校長の契約は、当該学校の独自の活動や個別的な課題の解決のため、効果的、効率的に予算執行するための仕組みである。区立学校全体において共通の課題対応が必要な場合には、個別対応ではなく、教育委員会事務局で全体調整を図った上で、教育長契約を行うよう見直した。

冷暖房機薬品分解洗浄作業委託については、令和4年度から教育委員会事務局が年間単価契約とすることに見直した。そのため、年2回の冷暖房機器の保守点検委託において、新たに、分解洗浄すべき熱交換器の状況を報告書の点検項目に追加し、汚れ具合により優先順位をつけて薬品分解洗浄作業を進めることとした。また、今回の指摘を踏まえ、これまでの委託業務の契約状況や執行方法等を再点検し、平成29年度に指摘があった、小・中学校等の側溝清掃作業委託についても、同様に、教育委員会事務局の年間単価契約とすることに見直した。

今後も、施設等の老朽化に伴う維持管理業務委託の増加が予想されることから、毎年、学校現場の状況を十分に確認し、契約権限に基づく適切な契約手続きを行うよう、課内職員並びに区立小・中学校に周知徹底を図った。